

2008年10月17日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

市民にとって危険・環境破壊・負担増の宇治川河川整備計画案に賛成を表明した宇治市長に対する声明

流域委員会が9月27日に発表した「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書案」はおよび10月16日に発表した同意見書は、意見書の趣旨で「『整備計画』は、今後20～30年間にわたる淀川水系の河川整備事業の内容を定める、流域の地域と住民にとってきわめて大きな意義をもつ重要な計画である。委員会は、整備協に対し本意見書を反映した『整備計画』の策定を要請する。また現在、整備局から計画（案）に対して意見を求められている関係府県知事を含む流域社会の各層において本意見書の内容を参考とされることを期待する」とのべています。これは非常に大事なところです。

10月17日午前、宇治市議会建設水道委員会が開催され、京都府知事が淀川水系河川整備計画案について国交省へ意見を提出するにあたり宇治市長の意見を聴取しており、これに対して宇治市長は国の整備計画案に賛成する意見書を出すことを明らかにしました。

委員会を傍聴しましたが、その特徴は、市民が計画案に対して様々な疑問・質問・意見を表明しているにもかかわらず宇治市は自ら河川整備計画案について検討・検証する責務を放棄し、国の言い分のみを鵜呑みし、京都府の技術検討会報告は都合のよい部分はとりいれながら、淀川水系流域委員会意見は参考にすることも拒否し一切無視していることです。客観的データと様々な意見を踏まえながら検証・検討を加えることを放棄している非常にいびつな宇治市の実態が浮かび上がっています。委員会終了後、下記の声明を発表しました。

市民にとって危険・環境破壊・負担増の宇治川河川整備計画案に賛成を表明した市長に対する声明

2008年10月17日

宇治・世界遺産を守る会
代表 須田 稔

- 1、私たち宇治市民は8年間におよぶ淀川水系流域委員会（国土交通省近畿地方整備局長の諮問機関）の審議傍聴、現地調査、専門家集団である国土問題

研究会の宇治川改修問題調査報告および天ヶ瀬ダム周辺断層調査などを踏まえ、淀川水系河川整備計画、特に宇治川河川整備計画の抜本的見直しを要求してきました。

そうした取り組みの中で、塔の島地区の歴史的景観の保全が流域委員会でも共通認識となり、塔の川締切堤撤去、導水管撤去、亀石遊歩道撤去など宇治川の再生と治水対策のため部分的ではありますが計画改善を実現してきました。

2、一方、宇治市長は本年2月、河川整備計画に対する多くの市民の疑問・質問・意見に答えないまま、市民が納得できるなんらの検証・検討もなく、国交省近畿地方整備局長に対して淀川河川整備計画原案に対して賛成する意見書を提出し、6月20日には国交省が諮問機関である淀川水系流域委員会の最終意見も待たずに改正河川法の手続きに違反して河川整備計画案を発表した時も、無条件賛成（2月の市意見書の17項目の質問・要請に対しての国の回答も得ずに）を表明しました。

3、淀川水系流域委員会（国交省近畿地方整備局長の諮問機関）は昨年8月近畿地方整備局が公表した淀川水系河川整備計画原案を審議し、本年4月25日に原案の見直しを求める中間意見を近畿地方整備局長に提出しました。そして9月17日に最終意見書案を公表し、10月16日、最終意見を提示しました。

流域委員会は最終意見で、宇治川河川整備計画案に関して天ヶ瀬ダム再開発・430億円の巨大放水路建設と天ヶ瀬ダム毎秒1500トン放流計画、塔の島地区の毎秒1500トン改修・河道掘削計画、宇治川堤防対策計画などいずれも疑問を呈し、見直しを求めています。

4、宇治・防災を考える市民の会が呼びかけた「市民にとって危険・景観破壊・負担増の天ヶ瀬ダム再開発・毎秒1500トン放流計画の中止・見直しを求める要請署名」は、住民自治の立場で市民が意思表示を行うものとして好感を持って受けとられ、10月7日に京都府知事と宇治市長宛に4091人分を提出、10月14日に国土交通大臣と近畿地方整備局長宛に4269人分を提出し、それぞれ申し入れを行いました。

* 要請事項①天ヶ瀬ダム再開発（430億円の巨大放水トンネルの建設）と毎秒1500トン放流計画を中止し、抜本的見直しを行うこと。②宇治川堤防の早期強化を行うこと。③塔の島地区の景観・河川環境の再生を行うこと。

5、宇治・防災を考える市民の会は、宇治市議会議長及び建設水道常任委員会委員長に対して、市議会が市民の生命と財産を守り、宇治川を再生するために、国の言い分を鵜呑みするのでなく河川整備計画案に対する市民の疑問・質問・意見をふまえ徹底審議を行うよう要請してきました。

6、こうした中で、本日10月17日、宇治市長は市議会に対して京都府知事が淀川水系河川整備計画案に対する意見書を国に出すにあたって宇治市の意見を求めていることに対して、「国交省の案に示された事業を宇治市における抜本的な治水対策にとって不可欠の事業であるため、今後速やかに河川整備計画に位置付け事業を進められたい」という意見書案を提示しました。

これは宇治市長が地方自治・住民自治の立場で20万市民の生命と財産を守り、同時に宇治市の生命線である宇治川の再生のために自ら河川整備計画案を検証・検討する責任を有するにもかかわらずこれを放棄し、淀川水系流域委員会の最終意見も無視し、国の言い分のみを鵜呑みして、国に追従して市民を危険にさらすものであり、また宇治川の再生に逆行して宇治川を放水路と化して殺してしまう暴挙であるといえます。

7、私たちは地方自治・住民自治を投げ捨て、国に追従して市民にとって危険・環境破壊・負担増の河川整備計画案に賛成する市長に抗議の意を表明します。その責任は厳しく批判され末代まで記録されなければならないでしょう。

同時に、私たちは市民が市民の手で市民の生命と財産をまもり、宇治市の生命線である宇治川の再生をなすとげるために、これからも国、府、市に対して河川整備計画の抜本的見直しを要求する運動をすすめてゆきます。

以上